

【重要な会計方針】

1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は総平均法による低価法を採用しております。

3. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-------|----------|
| 建物 | 2 ～ 47 年 |
| 構築物 | 2 ～ 60 年 |
| 器具・備品 | 2 ～ 20 年 |

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|-----|
| ソフトウェア | 5 年 |
|--------|-----|

4. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権の貸倒引当金は、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権の貸倒引当金は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

(1) 労災病院事業以外

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため賞与に係る引当金は計上しておりません。

(2) 労災病院事業

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

6. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

(1) 労災病院事業以外

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引

当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金に係る債務については、事業年度末に在籍する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、業務費用として計上している退職給与の額を控除した額とし、厚生年金基金に係る年金債務については、年金債務に係る当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、業務費用として計上されている厚生年金基金への掛金支払額を控除した額を計上しております。

(2) 労災病院事業

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

7. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

8. 未収財源措置予定額の計上基準

融資資金貸付金の回収業務について、その債権の貸倒償却が行われた場合には償却した事業年度に償却相当額が補助金交付されることから貸倒引当金の額に相当する額を計上しております。

9. 資産見返補助金等の計上方法

未払賃金代位弁済求償権及び援護資金貸付金について、貸付金等の残高から貸倒引当金を控除した額等を計上しております。

10. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成19年3月末利回りを参考に1.65%で計算しております。

11. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

12. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

13. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

【重要な会計方針の変更】

当事業年度より「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（総務省 独立行政法人会計基準研究会、財務省 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会 平成17年6月29日）を適用しております。この変更により、資本剰余金（損益外減損損失累計額）が、2,821,478,878円減少しております。

【表示方法の変更】

前期まで経常収益の「受取利息」に含めておりました「有価証券利息」については、金額的重要性が増したため、当期から区分掲記しております。

なお、前期の「受取利息」に含まれている「有価証券利息」は22,104,464円であります。

【注記事項】

〔賞与引当金に対応する社会保険料の事業主負担額について〕

従来、職員の賞与に対応する健康保険、厚生年金、共済年金の事業主負担については、支出時の費用として処理しておりましたが、当該費用の重要性を考慮し、期間損益計算をより適切に表すため、賞与引当金に対応する事業主負担額を当期の費用として、未払費用に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、経常損失、当期純損失及び当期総損失がそれぞれ640,730,198円増加しております。

〔貸借対照表関係〕

運営費交付金の国からの財源措置から充当されるべき退職給付の見積額

18,142,112,712 円

〔損益計算書関係〕

・医療事業費 経費の内訳

| | |
|------|------------------|
| 謝金 | 12,175,883,652 円 |
| 光熱水費 | 4,101,972,556 円 |
| 修繕費 | 2,946,459,022 円 |
| 賃借料 | 2,828,528,869 円 |
| 雑役務費 | 6,547,423,971 円 |

| | |
|-----------------|-------------------|
| 業務委託費 | 16,628,967,043 円 |
| その他 | 9,225,731,173 円 |
| ・医療事業費 材料費の内訳 | |
| 薬品費 | 37,469,619,035 円 |
| 診療材料費 | 23,699,437,111 円 |
| 医療消耗備品費 | 6,460,899,952 円 |
| その他 | 1,140,895,181 円 |
| ・未払賃金立替払業務費用の内訳 | |
| 求償権償却引当金繰入 | 21,782,327,157 円 |
| ・一般管理費 経費の内訳 | |
| 謝金 | 700,550,340 円 |
| 賃借料 | 528,362,628 円 |
| 雑役務費 | 289,930,205 円 |
| 業務委託費 | 237,288,546 円 |
| その他 | 357,431,752 円 |
| ・医療事業収入の内訳 | |
| 入院収入 | 172,474,630,659 円 |
| 外来収入 | 72,264,791,701 円 |
| その他 | 7,049,353,988 円 |

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-----------------|-------------------|
| 現金及び預金勘定 | 82,041,576,194 円 |
| 現金及び預金勘定のうち定期預金 | △ 6,239,260,000 円 |
| 資金期末残高 | 75,802,316,194 円 |

2. 重要な非資金取引

| | |
|--------------------|-----------------|
| ファイナンス・リースによる資産の取得 | 3,913,297,224 円 |
|--------------------|-----------------|

[行政サービス実施コスト計算書関係]

1. 引当外退職給付増加見積額

| | |
|-------------------------|-----------------|
| ①当期末から前期末の退職給付見積額を控除した額 | 605,443,987 円 |
| ②業務費用として計上している額 | 1,132,175,133 円 |
| (差引)引当外退職給付増加見積額(①-②) | △ 526,731,146 円 |

2. 引当外退職給付増加見積額のうち国又は地方公共団体からの出向役職員に係るもの

| | |
|-------------|---------------|
| 人数 | 83 名 |
| 期間中における純増加額 | 116,317,600 円 |

〔重要な債務負担行為〕

以下の工事契約を締結しております。

| | |
|------------------|-----------------|
| (1) 東北労災病院増改築工事 | 255,245,500 円 |
| (2) 関東労災病院増改築工事 | 785,272,500 円 |
| (3) 浜松労災病院増改築工事 | 1,594,587,000 円 |
| (4) 中部労災病院増改築工事 | 1,439,781,500 円 |
| (5) 和歌山労災病院増改築工事 | 5,165,753,000 円 |
| (6) 九州労災病院増改築工事 | 6,643,663,000 円 |

〔固定資産の減損関係〕

1 減損を認識した固定資産

(1) 霧島温泉労災病院

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途 病院

場所 鹿児島県霧島市

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 232,235,414円

土地 帳簿価額 319,020,163円

イ 減損の認識に至った経緯

独立行政法人自らが、固定資産の全部につき使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-----|--------------|-----------------|
| 建物 | — | 209,426,637円 |
| 構築物 | — | 22,808,033円 |
| 土地 | — | 319,020,160円 |

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認められた理由

病院は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、建物等については売却見込みがないため、土地については無償譲渡契約書により、用途廃止をした場合は返還することとなっているため備忘価額を用いております。

(2) 岩手労災病院

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途 病院及び職員宿舎

場 所 岩手県花巻市

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 786,997,569円

土 地 帳簿価額 284,404,289円

イ 減損の認識に至った経緯

独立行政法人自らが、固定資産の全部につき使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種 類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-----|--------------|-----------------|
| 建 物 | — | 510,692,981円 |
| 構築物 | — | 12,375,186円 |
| 土 地 | — | 267,480,882円 |

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認められた理由
病院は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、不動産鑑定評価額を用いております。

(3) 労災保険会館

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 被災労働者等の生活相談、宿泊、教養文化又は健康の維持増進

場 所 東京都文京区

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 434,971,856円

土 地 帳簿価額 773,275,957円

イ 減損の認識に至った経緯

独立行政法人自らが、固定資産の全部につき使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種 類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-----|--------------|-----------------|
| 建 物 | — | 431,802,859円 |
| 構築物 | — | 3,168,888円 |
| 土 地 | — | — |

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認められた理由
当該固定資産は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物等 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

土地 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、路線価に基づいており、帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

(4) 別府湯のもりパレス

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途 休養所

場所 大分県別府市

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 734,716,331円

土地 帳簿価額 166,669,947円

イ 減損の認識に至った経緯

独立行政法人自らが、固定資産の全部につき使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-----|--------------|-----------------|
| 建物 | — | 729,138,498円 |
| 構築物 | — | 5,577,769円 |
| 土地 | — | — |

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由

当該固定資産は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物等 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

土地 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、路線価に基づいており、帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

(5) 水上荘

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途 休養所

場所 群馬県利根郡みなかみ町

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 86,320,782円

土地 帳簿価額 70,009,458円

イ 減損の認識に至った経緯

独立行政法人自らが、固定資産の全部につき使用しないという決定を行ったため、

減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種 類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-----|--------------|-----------------|
| 建 物 | — | 60,004,044円 |
| 構築物 | — | 26,316,559円 |
| 土 地 | — | — |

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認められた理由
当該固定資産は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物等 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

土 地 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、路線価に基づいており、帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

(6) 恵那荘

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 休養所

場 所 岐阜県恵那市

種類及び帳簿価額 土 地（無償譲受分） 帳簿価額 20,300,000円

土 地（機構所有分） 帳簿価額 13,290,000円

イ 減損の認識に至った経緯

独立行政法人自らが、固定資産の全部につき使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種 類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-----------|--------------|-----------------|
| 土地（無償譲受分） | — | 20,299,999円 |
| 土地（機構所有分） | — | — |

エ 回収可能サービス価額

土 地（無償譲受分） 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、無償譲渡契約書により、用途廃止をした場合は返還することとなっているため備忘価額を用いております。

土 地（機構所有分） 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、路線価に基づいており、帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

(7) 和歌山労災看護専門学校他 1 件

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 看護専門学校

場 所 和歌山県和歌山市他

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 165,778,875円

イ 減損の認識に至った経緯

独立行政法人自らが、固定資産の全部につき使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種 類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-----|--------------|-----------------|
| 建 物 | — | 162,219,445円 |
| 構築物 | — | 3,559,116円 |

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認められた理由

看護専門学校は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

(8) 美唄労災病院職員宿舎他 1 3 件

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 職員宿舎

場 所 北海道美唄市他

種類及び帳簿価額 建 物 帳簿価額 13,959,378円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種 類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-----|--------------|-----------------|
| 建 物 | — | 13,959,238円 |

エ 回収可能サービス価額

正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

(9) 美唄労災病院焼却炉他 7 件

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途 焼却炉等
場所 北海道美唄市他
種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 23,566,161円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-----|--------------|-----------------|
| 建物 | — | 6,076,806円 |
| 構築物 | — | 17,489,338円 |

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認められた理由
焼却炉は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

(10) 電話加入権

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途 通信設備
場所 施設
種類及び帳簿価額 電話加入権 帳簿価額 76,440円

イ 減損の認識に至った経緯

当該資産の市場価格が著しく下落しており、回復の見込があると認められないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

| 種類 | 損益計算書に計上した金額 | 損益計算書に計上していない金額 |
|-------|--------------|-----------------|
| 電話加入権 | — | 62,440円 |

エ 回収可能サービス価額

正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、相続税評価額を用いております。

2 減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）

(1) 労災リハビリテーション愛知作業所職員宿舍

ア 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途 職員宿舍

場 所 愛知県瀬戸市

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 21,885,114円

イ 認められた減損の兆候の概要

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しているため、減損の兆候が認められました。

ウ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、

当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認められた理由

作業所は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

エ 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在している根拠

全4戸の内、未使用となっている3戸についても経常的な保守管理を行っており、今後も職員の入居が見込まれているため、減損の認識に至りませんでした。

(2) 電話加入権

ア 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 通信設備

場 所 本部及び施設

種類及び帳簿価額 電話加入権 帳簿価額 20,300,000円

イ 認められた減損の兆候の概要等

当該資産の市場価額が著しく下落したため、減損の兆候が認められましたが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

3 独立行政法人自らが固定資産の全部又は一部につき使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定をした固定資産

(1) 筑豊労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 福岡県飯塚市

イ 使用しなくなる日 平成20年3月31日

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

中期計画において、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 624,412,418円

土 地 帳簿価額 674,135,096円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(2) 労災リハビリテーション広島作業所

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用途 被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）
の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設
場所 広島県呉市

イ 使用しなくなる日 平成20年3月31日

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

入所率の低下等の運用実績を踏まえ、作業所の効率化、有効利用の観点から、使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 93,100,158円
土地 帳簿価額 243,564,173円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(3) 労災リハビリテーション北海道作業所

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用途 被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）
の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設
場所 北海道美唄市

イ 使用しなくなる日 平成20年3月31日

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

入所率の低下等の運用実績を踏まえ、作業所の効率化、有効利用の観点から、使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 60,303,257円
土地 帳簿価額 109,923,776円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。